

## 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

ガバニングボード  
平成 26 年 5 月 23 日  
平成 28 年 3 月 31 日改正  
平成 30 年 3 月 30 日改正  
平成 30 年 7 月 19 日改正  
平成 31 年 3 月 28 日改正  
令和元年 6 月 27 日改正

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。）に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）の実施に必要な運用指針を定める。

## 1. プログラム統括及びプログラム統括補佐

- プログラム統括及びプログラム統括補佐（以下「プログラム統括等」という。）は内閣府政策参与を充て、その任期は原則 2 年とする。再任を妨げない。
- プログラム統括等は、基本方針に定めるガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を中心となって進める。プログラム統括等はガバニングボードの求めに応じ、プログラムの進捗状況等につき報告を行う。

## 2. プログラムディレクター（以下「PD」という。）

- PDは内閣府の非常勤職員とする。
- PDの任期は 3 年とする。再任を妨げない。
- PDの採用は、原則公募による。
- PDは、基本方針に定めるもののほか、次に掲げることを任務とする。
  - 一 担当する課題の研究開発計画を取りまとめる。
  - 二 担当する課題中の研究テーマの予算配分を決定する。
  - 三 担当する課題のサブPD（3. 参照）、戦略C（4. 参照）及び研究責任者等（7. 参照）を監督・指導する。
  - 四 担当する課題の管理法人に対して当該課題の推進に必要な業務の遂行を要請する。
  - 五 担当する課題中の研究テーマ及び研究実施体制の改廃を行う。
  - 六 担当する課題の推進委員会の議事をつかさどる。
  - 七 その他、担当する課題の推進に必要な事項を行う。

○PDに事故又は欠員が生じたときは、次のPDが決定される間、あらかじめPDが指名

するサブPDがその任務を代行する。

### 3. サブ・プログラムディレクター（以下「サブPD」という。）

○PDを補佐するサブPDを内閣府に置くことができる。

○サブPDは、PDが候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

○サブPDは、次に掲げることを任務とする。

一 PDの指示を受け、担当する課題を推進する。

二 その他、PDを補佐し、PDが課題の推進に必要と認める事項を行う。

### 4. イノベーション戦略コーディネーター（以下「戦略C」という。）

○実用化・事業化に向けた戦略（以下「出口戦略」という。）を推進するために、産業動向や政策等に精通する戦略Cを内閣府に置くことができる。

○戦略Cは、PDが候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

○戦略Cは、次に掲げることを任務とする。

一 PDの指示を受け、担当する課題の出口戦略の作成を支援する。

二 PDの指示を受け、出口戦略の作成に必要な調査・分析等を行う。

三 その他、PDを補佐し、PDが課題の推進に必要と認める事項を行う。

### 5. 推進委員会

○推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は、内閣府と相談のうえ、PDが行う。

### 6. 研究開発計画

○年度開始前に、PDは各推進委員会による調整等を経て研究開発計画をとりまとめ、ガバニングボードは当該研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。

○ガバニングボードは、各課題の研究開発計画の基本的事項及び予算配分を含む「SIPの実施方針」を策定する。これを踏まえ、PDは研究開発計画を修正し、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。

○予め管理法人（7. 参照）、研究責任者（管理法人から研究を受託する者。組織も含む。）が決まっている場合は研究開発計画にこれを記載し、未定の場合は確定した後に追記する。

○PD又は内閣府の判断により、研究開発計画の一部を非公表とすることができる。

### 7. 実施体制

#### （1）管理法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、原則、課題ごとに一の国

立研究開発法人（以下「管理法人」という。）において、実施するものとする。なお、やむを得ず管理法人によらず予算執行する場合には、あらかじめ内閣府に相談しなければならない。

○内閣府は、課題の内容と国立研究開発法人の業務内容について検討し管理法人を決定する。なお、研究開発計画の変更等に伴い管理法人を変更する場合においても同様の扱いとする。

○管理法人は、研究開発計画に沿って、次に掲げる事務を行う。

- 一 研究責任者の公募
- 二 研究責任者との契約の締結
- 三 資金の管理
- 四 課題の進捗管理
- 五 自己点検及び専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）の実施
- 六 成果等の広報・情報提供（S I Pシンポジウムへの対応も含む。）
- 七 知財委員会（8.（1）参照）等、知財に関する事項
- 八 P Dによる課題の遂行を支援するために必要な者の雇用（なお、管理法人は、課題を実施するために必要があると認められる場合には、当該法人内の職位にて、内閣府が委嘱したサブP D又は戦略Cを委嘱又は雇用することができる。）
- 九 関連する調査・分析
- 十 その他、担当する課題を推進するためにP D及び内閣府が必要と認める事項

○管理法人は、研究責任者との契約上の責任を負う。

○管理法人自らがS I Pの事業費を用いて研究を行う場合においては、管理法人自らが行う研究が有効かつ適切なものとなるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、管理法人において適切な内部管理体制を整備する。

## （2）研究責任者の選定

○管理法人（やむを得ず管理法人によらない場合には国（関係省庁）。以下「管理法人等」という。）は、研究開発計画に基づき、研究責任者を公募等により選定する。ただし、合理的な理由がある場合、その旨を研究開発計画に明記し、公募等によらないことも可能とする。

○審査基準等の審査の進め方は、管理法人等が内閣府等と相談し、決定する。

○研究責任者、研究責任者の共同研究予定者、研究責任者からの委託（管理法人等からみると再委託）予定者等（以下「研究責任者等」という。）の利害関係者は、当該研究責任者等の審査に参加しない。利害関係者の定義は、管理法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じP D及び内閣府に相談し、変更する。

○選定の結果は、P D及び内閣府の了承をもって確定とする。

### (3) 利益相反

- 研究責任者等の選定に当たり、PDが所属する組織（企業、大学、国研等）への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合には、PDは当該選考に加わってはならない。
- 上記の選考の結果、PDが所属する組織に資金配分が行われる場合には、PDは内閣府とともに当該組織への資金配分が事業推進上必要不可欠であることを確認したうえで、採択前に資金配分計画の詳細とともにその必要性をガバニングボードで説明し、承認を求める。なお、研究責任者等の選定の前にサブPDが決まっている場合についても、PDの場合と同様の手続きを経ることとする。
- 研究責任者等の選定に係る情報が事前に明らかになることを防止する観点から、ガバニングボードでの審議は非公開で行う。ただし、内閣府は、研究責任者等の選定の結果が管理法人等から公表された後に、当該ガバニングボードの議事録を公開する。

## 8. 研究開発成果の扱い

### (1) 知財委員会

- 課題又は課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を管理法人等又は選定した研究責任者の所属機関（委託先）に置く。
- 知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下「知財権」という。）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行う。
- 知財委員会は、原則としてPD又はPDの代理人、主要な関係者、専門家等から構成する。
- 知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定める。

### (2) 知財権に関する取り決め

- 管理法人等は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後にSIPの事業費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（プログラムの中でSIPの事業費により発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておく。

### (3) バックグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い（（注）あるいは「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。

○当該条件等の知財権者の対応が、S I Pの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

#### （４）フォアグラウンド知財権の取扱い

○フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第１７条第１項を適用し、発明者である研究責任者の所属機関（委託先）に帰属させる。

○再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とする。その際、知財委員会は条件を付すことができる。

○知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、又は積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨する。

○参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中にS I Pの事業費により得た成果（複数年度参加の場合は、参加当初からのすべての成果）の全部又は一部に関して、脱退時に管理人等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとする。

○知財権の出願・維持等に係る費用は、原則として知財権者による負担とする。共同出願の場合は、持ち分比率及び費用負担は、共同出願者による協議によって定める。

#### （５）フォアグラウンド知財権の実施許諾

○他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い（（注）あるいは「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。

○第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とする。

○当該条件等の知財権者の対応が、S I Pの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む。）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

#### （６）フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

○産業技術力強化法第１７条第１項第４号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、管理人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は管理人等との契約に基づき、管理人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の後であっても管理人等は当該知財権に係る再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

(7) 終了時の知財権取扱いについて

○研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応（放棄、又は管理法人等による承継）を協議する。

(8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。

○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等に係る事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。

○国外機関等については、知財権は管理法人等と国外機関等の共有とする。

9. 評価

(1) 評価対象

① S I P の制度全体（以下「制度」という。）

i) 評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

ii) 実施時期

○事前評価、中間評価（当期（第2期）開始後3年目の年度末までに行う評価。以下同様。）及び終了時の評価（以下「最終評価」という。）とする。

○終了後、一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。

iii) 評価項目・評価基準

内閣府による計上予算（調整費）、総合科学技術・イノベーション会議及びガバニングボードによる課題設定、PD選定、機動的な予算配分、PDによる研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続き等、S I P に特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動等に良い影響を与えられるか（与えられたか）。S I P の制度に改善すべき点はないか。

iv) 評価結果の反映方法

○事前評価は、課題開始次年度以降の計画に関して行い、課題開始次年度以降の計画等に反映させる。

○中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。

○最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。

○追跡評価は、制度の有効性等について行い、将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる。

## ②S I Pの各課題

### i) 評価主体

- ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。
- P D及び管理法人等の自己点検結果並びに管理法人等による専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）結果の報告を参考にすることができる。

### ii) 実施時期

- 事前評価、毎年度末の評価（ただし、課題開始後3年目の年度末までに行う評価は「中間評価」。）及び最終評価とする。
- 終了後、必要に応じて追跡評価を行う。
- 上記のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うことも可能とする。

### iii) 評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

- a) 意義の重要性、S I Pの制度の目的との整合性
- b) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c) 適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。
- d) 実用化・事業化への戦略性、達成度合い
- e) 最終評価の際には、見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。
- f) 第2期の課題検討において課せられた「要件」（別紙）の達成状況
- g) 各課題の研究テーマごとにおけるT R L (Technology Readiness Levels)の達成状況

### iv) 評価結果の反映方法

- 事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 各年度の年度末評価では、必要に応じ課題や研究テーマの絞り込みや追加を行う。なお、中間評価の結果、各課題における個々の研究テーマにおいて、社会実装の体制構築が見込めないもの等については、原則として、当該研究テーマは継続を認めない。
- 年度末の評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。

○追跡評価は、各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案等を行う。

## (2) 結果の公開

○評価結果は原則として公開する。

○評価を行うガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

## (3) 自己点検

○評価の前に、課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PD及び管理法人等の自己点検並びに管理法人等による専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）を実施し、その結果をガバニングボードに報告するものとする。

○PDによる自己点検の点検項目・点検基準は、評価項目・評価基準（前述）を準用する。

○管理法人等による自己点検は、予算執行上の事務手続を適正に実施しているかどうか等について行う。

○研究責任者による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行う。

○管理法人等による専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）は、エビデンス及びグローバルな視点に基づいて、各課題の内容及び体制等がSIPとして実施することに適したものになっているかどうか等について、管理法人等に設けられた外部有識者が行う。

## (4) 効率的な自己点検及び評価

○自己点検及び評価を毎年度行うことを考慮して、自己点検及び評価は効率的に行う。

## 10. 民間企業からの貢献

○SIPにおける各研究テーマを実施するに当たり、PD及び内閣府等は、引き続き民間企業からの人的・物的貢献を求めることとする。

○中間評価の結果、各課題における個々の研究テーマについて、民間企業の競争力強化につながり、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究テーマを実施する民間企業等及び国（SIP予算）が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用する。なお、当該マッチングファンド方式の詳細は、別に定める。

## 11. 成果の社会実装

○ガバニングボードは、必要に応じて、SIPで得られた研究開発の成果を社会実装す



るために必要となる規制及び制度改革等について、P D、内閣府及び規制等を所管する関係省庁等からの意見を聴取し、解決策等について討議することとする。

○管理法人は、中止となった研究テーマも含め、研究責任者からの成果報告書を適切に保管し、秘匿にすべき情報を除き、自らのホームページ等において公開し、情報提供に努めることとする。

## 12. その他

○管理法人は、S I Pの事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、S I Pの予算として適切に管理する。

○間接経費は、直接経費の10%~15%を基本とする。ただし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

○内閣府は、C S T I 有識者議員及びP Dとの定期的な意見交換の機会を設けることとする。プログラム統括等が事務をつかさどる。

13. 上記のほか、S I Pの推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

(別紙)

## 第2期の課題の要件

- ① Society5.0の実現を目指すもの。
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確（5年後の事業化等の内容が明確）
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有していること。
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組みであること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一貫通貫の研究開発
- ⑨ 「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進（オープン・クローズ戦略を有していること。）
- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン